

報道各位

新潟市保健所食の安全推進課

食中毒の発生について

1. 概要

5月8日(金)、他自治体より「新潟市内の飲食店の利用者が、下痢、嘔吐等の胃腸炎症状を示しているものが複数名出ているようだ」との連絡があったため、調査を開始した。

調査の結果、5月2日(土)から5月5日(火)に当該施設を利用した7グループ55名のうち5グループ25名が5月3日(日)から5月7日(木)にかけて下痢、嘔吐、腹痛等の消化器症状を呈していること、検便の結果から患者6名及び従業員1名からノロウイルスが検出されたこと、患者らの症状および潜伏期間が一般的なノロウイルスによるものと一致したこと、患者らの共通の食事が5月2日(土)から5月5日(火)に当該施設で提供された生食用岩かきに限られること等から、新潟市保健所は当該施設の食中毒と断定し、5月12日(火)から5月14日(木)の3日間の営業停止を命じた。

なお、患者らの症状は快方に向かっている。

2. 患者等の情報

摂食者数:55名

患者数:25名

症状:下痢、嘔吐、腹痛 等

3. 患者らの症状、受診・入院の状況

医療機関を受診した者:10名

入院した者:0名

症状:下痢、嘔吐、腹痛 等

4. 原因施設

屋 号:株式会社松潟屋

業 種:飲食店営業

営業所所在地:新潟県新潟市北区葛塚3153

営業者氏名:株式会社松潟屋 代表取締役 佐藤 忠明

5. 原因食品

5月2日(土)～5月5日(火)に当該店舗で調理、提供された生食用岩かき(推定)

6. 違反内容

食品衛生法第6条第3号違反(病原微生物により汚染された食品を提供したこと)

7. 措置

新潟市保健所は当該施設に対し、5月12日(火)から5月14日(木)の3日間、営業停止処分の不利益処分を行った(施設の清掃・消毒、衛生管理計画の見直し、従事者教育、改善報告書等の提出を実施するために必要な期間)

【参考】令和8年食中毒発生状況

| | 5月12日現在※ | | 昨年同時期 | |
|------|----------|-----|-------|-----|
| | 県内 | 市内 | 県内 | 市内 |
| 発生件数 | 7件 | 5件 | 12件 | 3件 |
| 患者数 | 129名 | 59名 | 175名 | 13名 |

※県内及び市内とも本事件を含む